

砂川市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第77条第1項の規定に基づき、砂川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて、市長に提言を行うものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 砂川市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者）
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課が行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月23日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。